

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年3月26日、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「COVID-19感染者数のうち、宮古島市長選期間中の選挙運動由来の人数、場所及び時系列に関連する文書」の開示請求が行われた。

2 審査請求

審査請求人は、令和3年5月13日付けで開示請求に係る処分が不作為であること等を理由として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対して審査請求を行った。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として「新型コロナウイルス感染症患者行動調査票（感染源）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書には条例第7条第2号に定める不開示情報に該当する内容が記載されていることを理由として、令和3年5月20日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和3年12月21日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定等について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

- (1) 沖縄県情報公開条例等の遵守を求める。
- (2) 開示請求に対する処分に条例第9条の適用の是非並びに適用範囲。
- (3) 沖縄県選挙管理委員会や市町村選管、沖縄県病院事業局への情報提供の是非。

2 審査請求の理由（要旨）

開示請求を3月26日に行い、3月30日に受理されるが、未だに通知されていない。本請求を通し、知事の裁量範囲や、SARS-CoV-2対策を行う際、目的外利用の許容範囲を示されるよう、審査会に諮問していただきたい。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

本審査請求に対し、開示決定の遅延については、不適正な処理であるが、一部の情報を不開示とした決定については、感染症法第3条第1項、第16条第2項及び沖縄県個人情報保護条例第8条及び第8条の2に照らして処理したものであり、実施機関が行った処分は適正であるとの判断を求める。

条例第9条の適用の是非と範囲について、当該事案は、県の公表基準で定義するクラスターには該当せず、感染状況が限定的であるため、個人情報の保護と公益性を考慮すると公表の対象とはならないこと、行動歴を公表すると他の情報と照合することにより、特定の個人を識別でき、風評被害の懸念があったことから、一部の情報を不開示としたことは適正であると考ええる。

さらに、沖縄県選挙管理委員会等への個人情報の提供の是非については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を講じる目的以外での情報提供は、目的外使用に相当すると思慮されるほか、個人情報の保護と公益性の観点から個人情報の保護が優先されることから、情報提供の必要性はないと考える。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

個人情報の保護を理由に処理するにはあまりに多く公益性が失われていると感じている。条例第9条を適用し、県民の安心・安全・公平感の醸成に寄与することと同時に、感染症法第2条を尊重し、実施機関が行った処分を撤回すべきとする判断を求める。

選挙活動への参画等にあたり、沖縄県選挙管理委員会等に行動調査に関する情報提供が行われていないのは、感染症法第3条第1項で要請される選挙行政の関連施策との有機的連携が実質的に不可能である。公正でかつ安心安全な選挙が行えるよう情報提供が適正に行われる必要があると考える。

第6 審査会の判断

本件処分は、特定公文書「新型コロナウイルス感染症患者行動調査票」の内容のうち、患者氏名、感染リスクの高い同行者の氏名については、特定の個人を識別できる情報であること、行動歴については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であることを理由として、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると判断され、条例第11条第1項により公文書の一部を開示することを決定したものである。

1 開示請求に係る不作為について

条例第12条第1項では、実施機関は、開示請求があった日から起算して15日以内に開示決定等を行わなければならないとされているが、同条第2項では、実施機関において事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求者に対し遅滞なく書面により通知した上で、30日以内に限り延長することができるとしている。また、条例第13条では、開示決定等の期限の特例を定めており、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定

等をし、残りの公文書については相当の期間内に、開示決定等をすれば足りるとしている。同条適用の場合においては、実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、本条を適用する旨等を通知し、開示請求のあった日から起算して45日以内に、相当の部分について開示決定等を行い、相当の期間内に、残りの部分について開示決定等を行うことが必要となっている。

上記規定を踏まえて審査会で確認したところ、本件においては、開示請求のあった令和3年3月29日から起算して47日目に審査請求があり、53日目に実施機関において本件処分が行われている。実施機関において条例第12条第2項又は第13条の規定による開示決定等の期限の延長等が行われていないことから、審査請求人の主張のとおり、実施機関における開示決定等の処分の遅延が認められる。この点については実施機関の弁明においても、開示決定の遅延につき実施機関自らが不適切であることを認めており、審査会としては、条例の規定に基づく適正な処理がなされるべきであったと判断する。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるものを不開示とする旨規定している。

また、「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名、その他の記述の部分等の個人情報の全体である。当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として不開示情報となるものである。

(2) 条例第7条第2号該当性について

審査会において本件公文書を確認したところ、当該公文書は個人の行動記録であることが確認でき、実施機関が不開示とした患者氏名及び感染リスクの高い同行者氏名については個人が特定される情報に該当し、時刻、場所行動歴については他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められるため、条例第7条第2号の個人に関する情報であることを理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条の規定は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と定めている。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、開示すること

に、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要があると認められる場合を意味する。条例第9条の適用における公益上の必要性の認定については、実施機関の裁量が認められている。

本件における不開示の判断に関して、実施機関が県の公表基準である「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）公表基準（令和3年3月26日保健医療部長決定）」に従い、個人情報の保護と公益性を考慮した上で裁量的開示を行わず、一部の情報を不開示とした判断は妥当である。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長
仲村 剛	弁護士	
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和3年12月22日	諮問書受理
令和4年2月21日	審議（第332回）
令和4年3月16日	審議（第333回）
令和4年5月23日	審議（第335回）
令和4年8月18日	審議（第337回）
令和4年11月2日	審議（第339回）
令和4年12月22日	審議（第340回）
令和5年1月25日	審議（第341回）
令和5年3月16日	審議（第342回）